

2020年10月9日

株 主 各 位

東京都港区芝公園2-11-11  
芝公園2丁目ビル3階  
株式会社カラダノート

代表取締役 佐 藤 竜 也

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会は、会議ツール「Zoom」を利用しWeb会議システムを利用してオンラインで出席し、議決権を行使することもできます。詳細は、同封しております【Web会議システムによる議決権行使について】をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月28日（水曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年10月29日（木曜日）午後5時00分
2. 場 所 東京都港区芝公園2-11-11芝公園2丁目ビル3階 当社会議室
3. 目的事項  
報告事項 第12期(2019年8月1日から2020年7月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役4名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

( 2019年8月1日から  
2020年7月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

厚生労働省の2019年人口動態統計によると、日本人の国内出生数は86万5千人となり、年々減少傾向にあるものの、株式会社矢野経済研究所「子供市場総合マーケティング年鑑 2019年度版」によると、2019年度の子供関連ビジネスの市場規模推移は前年比2.2%増の15兆4,168億円と順調な成長が見込まれております。

そのような環境の下、当社においては、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、ファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。当社の提供しているサービスである、妊娠、育児層ママ向けのライフサポートにまつわるプロモーション支援サービスの収益化に向け、見込顧客の紹介にとどまらず、見込顧客に対するアポイントメント率改善まで併せてクライアントと取組を行うことにより、1件当たりの紹介単価を引き上げて頂くことができいております。なお、コロナウィルス感染症の流行により、一部クライアントの売上が一時的に停止していましたが、5月を底に7月にかけて着実に回復してきております。その他、広告運用の内製化等によるコスト削減にも取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、当事業年度の売上高は732,883千円、営業利益は123,201千円、経常利益は124,131千円、当期純利益は83,649千円となりました。

また、当社の事業セグメントはファミリーデータベースプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は2,059千円であります。

その内容は、主に入社した社員に貸与するPCの購入となります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な課題として認識しており、継続的に取り組んでおります。

#### ①認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

#### ②継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクト

ライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。

当社は、ファミリーデータプラットフォーム事業で構築したビジネスモデルを、現在のターゲットのみならず、中長期的には家族全般へのターゲットを進めるべく、横展開を実施していく予定でおります。今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

### ③プロダクトやサービスの拡大

ファミリーデータプラットフォーム事業では「全員プレゼントキャンペーン」を基軸として、ユーザーと商材を効率的にマッチングさせることで収益化を実現しており、ファミリーデータプラットフォームで獲得したユーザーにユーザーのライフスタイルにあった商材をレコメンドするだけでなく、会員限定のコンテンツの配信等を通じて、ユーザーのロイヤルティを高めつつ、収益拡大を実現してまいりました。今後、ファミリーデータプラットフォーム事業の横展開だけでなく、各サービスで獲得したビッグデータを活用したプロダクトやサービスの開発を進めてまいります。

### ④ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

### ⑤優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、クライアントの開拓を担当する営業人員の採用等を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

### ⑥M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社が運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるよう進めてまいります。

### ⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

### ⑧システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー

設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

#### ⑨技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じたユーザーデータの蓄積は当社の競争優位の源泉と考えており、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社の継続的な成長に必要不可欠であると考えます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第9期	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 (当期)第12期
売上高	306,232 千円	479,183 千円	637,637 千円	732,883 千円
経常利益	86,329 千円	89,930 千円	90,900 千円	124,131 千円
当期純利益	60,409 千円	64,254 千円	63,252 千円	83,649 千円
1株当たり当期純利益	12.08 円	12.85 円	12.65 円	16.73 円
総資産	192,818 千円	234,436 千円	307,406 千円	438,436 千円
純資産	106,815 千円	172,149 千円	235,401 千円	316,751 千円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2018年11月1日付で株式1株につき20,000株の株式分割を行っております。2018年度以前の1株当たり当期純利益については、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益を記載しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

事業	主要製品
ファミリーデータベースプラットフォーム事業	自社メディア等により収集するデータベースを元に、ユーザーのニーズに合った商材を提供しているクライアント又は自社サービスをマッチングする

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年7月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2020年7月31日現在)

従業員数	前期末比増減
30 (2) 名	3名増 (増減無し)

(注) 臨時従業員 (インターン、パートタイマー) は ( ) 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年7月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 4,996,000株（自己株式4,000株を除く。）

(2) 株主数 5名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐藤 竜也	3,848,000 株	77.0 %
穂田 誉輝	1,000,000	20.0
田中 祐介	140,000	2.8
平岡 晃	4,000	0.1
武田 健二	4,000	0.1

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

##### ① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は以下の通りです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の種 類及び数	発行価格	行使価格	行使期間
第1回新株予約権 (2019年3月19日)	2,811個	普通株式 281,100株	無償	300円	2021年4月2日 ～2029年3月1日
第2回新株予約権 (2020年5月19日)	675個	普通株式 67,500株	無償	575円	2022年6月1日 ～2030年4月30日

##### ② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下の通りです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	350個	35,000株	1名
	第2回新株予約権	175個	17,500株	1名
監査役	第1回新株予約権	107個	10,700株	3名

(注) 第2回新株予約権発行時に付与された取締役の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

2020年5月19日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき575円
- ③ 新株予約権の行使要件 (注)
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年6月1日から2030年4月30日まで
- ⑤ 当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社従業員	500個	普通株式50,000株	15名

(注) 新株予約権の行使要件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 竜也	
取締役	平岡 晃	コーポレート本部本部長
取締役	山本 和正	サービス本部本部長
取締役（社外）	田中 祐介	ヤフー株式会社 執行役員 株式会社GYAO 代表取締役社長
常勤監査役（社外）	氏家 洋輔	
監査役（社外）	武田 健二	株式会社メディアシーク 監査役 株式会社オールアウト 取締役
監査役（社外）	山田 啓之	Fringe81株式会社 社外監査役 株式会社カオナビ 社外監査役 Chatwork株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役田中祐介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役氏家洋輔氏、監査役武田健二氏及び山田啓之氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役氏家洋輔氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役氏家洋輔氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役

役職名	氏名	退任年月日
取締役	小笠原 裕介	2020年4月14日

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

##### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	5名（1名）	29,545千円（500千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	7,200千円（7,200千円）
合計	8名	36,745千円

- (注) 1. 人数には、2020年4月14日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は2020年6月26日開催の臨時株主総会により年額100百万円以内と定めております。
3. 監査役の報酬限度額は2018年12月14日開催の臨時株主総会により年額30百万円以内と定めており



ます。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社と各社外役員の重要な各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 田中 祐介	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
常勤監査役 氏家 洋輔	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）、監査役会（監査役協議会含む）13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 武田 健二	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）、監査役会（監査役協議会含む）13回のうち12回（出席率92%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
監査役 山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回（出席率100%）、監査役会（監査役協議会含む）13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注)1. 当社が会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査役会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

〈業務の適正を確保するための体制の整備〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
- ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
- ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
- ⑥ 監査役及び内部監査担当は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
  - ② 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
  - ③ 監査役補助使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- (ア) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - (イ) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当は内部監査の結果を報告する。
  - (ウ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- (9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、月1回以上開催する。
  - ② 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - ③ 監査役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - ④ 監査役は、内部監査担当と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査担当に調査を依頼することができる。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制  
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力と

は一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法定及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会規程に基づき、原則として月1回の監査役会を開催し、監査役相互の意見交換を行うとともに、内部監査担当からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査担当と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、常勤監査役が、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなどの情報収集を行いました。

(3) 内部監査の実施

内部監査担当が、年間の監査計画に基づき各部署に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は代表取締役に報告しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	423,119	流動負債	121,685
現金及び預金	314,987	買掛金	21,577
売掛金	73,442	未払金	40,640
原材料及び貯蔵品	19,273	未払費用	10,381
前渡金	348	未払法人税等	28,780
前払費用	6,219	未払消費税等	16,807
その他	8,849	預り金	1,094
		資産除去債務	2,403
固定資産	15,317		
有形固定資産	3,161		
建物	1,646	負債合計	121,685
工具、器具及び備品	1,514	(純資産の部)	
無形固定資産	108	株主資本	316,751
ソフトウェア	108	資本金	30,000
投資その他の資産	12,048	資本剰余金	20,000
長期前払費用	1,155	資本準備金	20,000
繰延税金資産	10,893	利益剰余金	269,051
		その他利益剰余金	269,051
		繰越利益剰余金	269,051
		自己株式	△2,300
		純資産合計	316,751
資産合計	438,436	負債・純資産合計	438,436

# 損 益 計 算 書

( 2019年8月1日から  
2020年7月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		732,883
売 上 原 価		198,455
売 上 総 利 益		534,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		411,225
営 業 利 益		123,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 補 償 金	423	
助 成 金 収 入	287	
そ の 他	217	929
経 常 利 益		124,131
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,031	8,031
税 引 前 当 期 純 利 益		116,099
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	42,055	
法 人 税 等 調 整 額	△9,605	32,450
当 期 純 利 益		83,649

# 株主資本等変動計算書

( 2019年8月1日から  
2020年7月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2019年8月1日残高	30,000	20,000	20,000
事業年度中の変動額			
当期純利益			
自己株式の取得			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2020年7月31日残高	30,000	20,000	20,000

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2019年8月1日残高	185,401	185,401	—	235,401	235,401
事業年度中の変動額					
当期純利益	83,649	83,649		83,649	83,649
自己株式の取得			△2,300	△2,300	△2,300
事業年度中の変動額合計	83,649	83,649	△2,300	81,349	81,349
2020年7月31日残高	269,051	269,051	△2,300	316,751	316,751



## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………5年

工具、器具及び備品……………4年

無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にて償却しております。

長期前払費用……………定額法

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

### 追加情報

新型コロナウイルス感染症による当社の販売に与える影響は軽微であるとの仮定のもとに、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………4,426千円

### 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

種類	その他	減損損失 (千円)
ソフトウェア	出産内祝いECサイト「ママびより内祝い」 にかかる減損損失	8,031

当社は、出産内祝いに係るECサイトを1つの資産グループとしております。

当事業年度において、出産内祝いに係るECサイトの収益が当初の計画を下回る推移となり、将来の回収可能性を検討した結果、回収が見込めないと判断したため、当該ソフトウェアに関する費用を減損損失（8,031千円）として特別損失に計上いたしました。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	5,000,000株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,000株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却超過額	3,492千円
資産除去債務	831千円
未払事業税	2,914千円
一括償却資産	378千円
棚卸資産評価損	1,899千円
その他	1,614千円
繰延税金資産小計	11,130千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	11,130千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△237千円
繰延税金負債合計	△237千円
繰延税金資産の純額	10,893千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金は営業活動で得られる資金及び内部資金で賄う方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金は担当部署が定期的に差入先の信用状況の把握に努めております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	314,987	314,987	—
(2) 売掛金	73,442	73,442	—
資産計	388,429	388,429	—
(1) 買掛金	21,577	21,577	—
(2) 未払金	40,640	40,640	—
(3) 未払費用	10,381	10,381	—
(4) 未払法人税等	28,780	28,780	—
(5) 未払消費税等	16,807	16,807	—
負債計	118,187	118,187	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 竜也	—	—	当社 代表取締役	被所有 直接 77.0%	当社代表 取締役	当社が賃借 している事 業所の賃借 契約に対す る連帯被保 証(注1)	13,154	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 本社事務所の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間の賃借料の支払額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っていません。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 63円40銭

1株当たり当期純利益 16円73銭

独立監査人の監査報告書

2020年9月17日

株式会社カラダノート  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭司	㊟
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 太一	㊟
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カラダノートの2019年8月1日から2020年7月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意

思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月17日

株式会社カラダノート 監査役会

常勤監査役 氏家 洋輔 ⑩

社外監査役 武田 健二 ⑩

社外監査役 山田 啓之 ⑩

以 上



## 参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	佐藤 竜也 (1984年7月24日生)	2004年2月 2007年4月 2008年12月	株式会社フラクタリスト インターン 同社 入社 株式会社プラスアール（現当社）設立 代表取締役就任（現任）	3,848,000株
2	平岡 晃 (1985年7月26日生)	2010年4月 2013年8月 2015年7月 2017年2月 2018年7月	株式会社日立製作所 入社 BCホールディングス株式会社 入社 株式会社ミクシィ 入社 当社入社 コーポレート部長就任 当社取締役コーポレート本部長就任（現任）	4,000株
3	山本 和正 (1991年5月20日生)	2014年4月 2020年2月 2020年4月 2020年6月	株式会社Q（現セカイエ株式会社）入社 当社入社 当社サービス本部副本部長就任 当社取締役サービス本部長就任（現任）	—
4	田中 祐介 (1975年3月29日生)	2000年6月 2010年4月 2011年10月 2012年8月 2014年7月 2018年4月	株式会社フラクトルコミュニケーションズ（株式会社フラクタリスト）設立 代表取締役就任 ピド株式会社（現株式会社クロスシー）設立 代表取締役就任（現任） 当社取締役 就任（現任） ヤフー株式会社 入社 同社執行役員 就任（現任） 株式会社GYAO代表取締役就任（現任）	140,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 田中祐介氏は社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由

田中祐介氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての経験を有し

ており、その豊富な経験から、当社の取締役会に対して有益なアドバイスをいただくとともに、客観的な立場から当社の経営を監督してもらうため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、9年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は田中祐介氏との間で責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は、次のとおりであり、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合には、賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

当社のガバナンス強化を目的とし、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	長 野 修 一 (1985年7月24日生)	2013年1月	本杉法律事務所 入所	—
		2014年5月	クックパッド株式会社 入社	
		2017年6月	株式会社オウチーノ 入社	
		2017年6月	同社法務部長 就任	
		2017年6月	弁護士法人長野法律事務所 入所(現任)	
		2018年10月	株式会社くふうカンパニー 入社(現任)	

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 長野修一氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

長野修一氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門性を当社の監査体制に反映していただくことにより、監査役監査の強化を図ることができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

長野修一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。